

8月28日11時現在

なんば広場におけるデジタルサイネージ設置・運営に関する覚書（案）

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会（以下「甲」という。）と株式会社C y u j o（以下「乙」という。）とは、なんば広場で広告事業として実施するデジタルサイネージ（以下「本物件」という。）の設置・運営について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、「なんば広場における広告販売管理等業務に関する契約」（以下「本契約」という。）第2条第2項に基づき、なんば広場で広告事業として、本物件の設置・運営を行うにあたり、甲と乙の役割分担及び権利義務関係等を明確にすることを目的とする。

第2条（設置及び所有権）

1. 本物件の設置については、乙が初期投資を行い、発注、設置及び保守を担う。
2. 本物件の所有権は乙に帰属する。
3. 本物件の設置場所については、別図のとおりとし、甲が大阪市からの許可を得て無償提供するものとする。

第3条（業務内容）

1. 乙は、以下の業務を担当し、各項目の実施方針については、事前に甲の承認を得なければならない。ただし、緊急の場合等事前に甲の承認を得ることが困難な場合は、事後直ちに甲に届け出るものとする。
 - (1) 本物件の設置・運営及び管理全般
 - (2) 媒体広告枠の販売・営業活動及びそれに伴う対応業務
 - (3) クライアントからの申込受付、審査サポート、入稿データ確認
 - (4) 放映に向けたクライアントとの調整
 - (5) プログラム編成・放映管理
 - (6) 本物件における広告売上管理及び報告業務
 - (7) 広告売上に応じた甲への精算業務
 - (8) トラブル対応（放映エラー、問い合わせ対応、機材トラブル、破損・修繕等）
 - (9) 関連情報の提供
 - (10) 前各号に付随する一切の業務
2. 乙は、前項の業務内容をコンプライアンス、信義誠実の原則及び本契約・本覚書の各規定に従い、善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとし、甲、本物件利用者及び第三者の名誉、信用、プライバシー、その他権利を損ない、又は本物件利用者若しくは第三者からその旨の苦情を受けることがないように最大限の注意義務を尽くすものとする。また、点検・清掃等により、本物件を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
3. 本契約期間において、第8条第1項に規定する甲が収受する収益累積額が金80,000,000円（税別）となることを目指し、乙は、本業務内容を誠実かつ最大限の努力をもって遂行するものとする。なお、収益累積額が目標値に届かないと見込まれる場合、甲は乙に収益向上策を求めることができ、今後の本物件運営方針を甲乙協議するものとする。

第4条（放映映像）

1. 乙は「なんば広場における広告掲載要領」に基づき、本物件の運営開始当初は静止画及び急激な画面転換のないゆるやかな動画（以下「静止画等」という。）のみ放映できることを予め了承する。
2. 通常速度の動画を放映するためには、大阪市屋外広告物審議会の承認を得る必要があることから、甲乙は協力して通常速度の動画放映に向けた検証を行うものとする。

第5条（審査体制）

1. クライアント審査及び入稿データの審査は、事前に甲乙協議のうえ審査ルール及び審査フローを策定し、乙のサポートを受けつつ、甲が実施するものとする。
2. 前項の審査結果については、乙がクライアントに伝達し、必要に応じて修正の指示を行うものとする。
3. クライアントが申込時に提出する資料及び乙がクライアントと締結する契約は、第1項に定める審査が適切に行える内容となるよう、甲乙協議のうえ定めるものとする。
4. クライアントは、なんば広場におけるルール及び関連法令を遵守することを義務付けられるものとし、乙はこれを契約上担保するものとする。万が一クライアントが違反した場合、乙は自らの責任において必要な是正措置を講じなければならない。
5. 静止画等の放映可否については、大阪市が判断を行うため、大阪市の指示に従うものとする。

第6条（運営体制及び緊急連絡体制）

1. 乙は、本物件の設置前までに、本物件の運営体制及び緊急連絡体制を文書で甲に届け出なければならない。乙は、甲が届け出を受けた体制について大阪市、交通管理者及びなんば広場警備業者等と共有することについて予め了承する。
2. 運営体制及び緊急連絡体制に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
3. 運営体制及び緊急連絡体制について、大阪市又は交通管理者から指導があった場合には、甲乙協議のうえ、乙は必要な変更を行うものとする。

第7条（広告売上管理及び報告）

1. 本物件の広告売上（税別）とは、媒体広告枠の販売に伴う売上で、キャンセル料（税別）も含めた当然本物件における営業上の売上に属すると認められるものをいう。なお、広告売上の計上は、売上の発生時とする。
2. 乙は、当月1日から当月末日までの広告売上を毎月定期に締め切り、その実績報告書を甲が指定する様式にて作成のうえ、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

第8条（収益及び精算）

1. 本物件にかかる収益（税別）については、広告売上から運営委託料、広告代理店手数料、光熱費を控除した金額に下記の割合で分配したうえで、甲乙それぞれが収受するものとする。
 - （1）運営開始から2026年6月30日までは、甲：10%、乙：90%の割合で分配
 - （2）2026年7月1日から2029年6月30日までは、甲：50%、乙：50%の割合で分配
2. 前項の分配割合の見直しが必要になった場合には、甲乙協議のうえ、改定するものとする。
3. 乙は、当月1日から当月末日までの収益を毎月定期に締め切り、甲が指定する様式にて作成した明細書を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

- 乙は、甲が収受する当月末日までの収益及び第9条第3項の光熱費を翌月末日（当日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに、消費税等を併せて甲の指定する金融機関口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、支払いに要する振込手数料等は、乙の負担とする。
- 乙が前項の支払い等本覚書に定める債務を期日までに履行しないときは、期日の翌日から年14.6%の遅延損害金を甲に支払う。

第9条（経費の負担）

- 甲は、第3条第1項第1号の業務に対する運営委託料（税別）として、月額金300,000円を負担する。運営委託料の計算期間は毎月1日から末日までとする。ただし、計算期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割計算をして算定する。
- 前項の運営委託料（税別）には、通信費（税別）を含むものとする。
- 甲は、第3条第1項第2号の業務に対する広告代理店手数料（税別）として、月額広告売上の30%相当額を負担する。
- 乙は、甲に対して本物件にかかる光熱費（税別）として、月額金140,000円を負担する。光熱費の計算期間は毎月1日から末日までとする。ただし、計算期間が1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割計算をして算定する。
- 前項の光熱費は本物件設置前の概算のため、運営開始1年後を目途に甲乙協議のうえ、改定する。

第10条（販売メニュー）

- 販売メニューは、次のとおりとする。

販売メニュー	契約期間	放映時間	放映回数	販売金額（税別）
7日間枠	7日間	30秒	6回/時	340,000円

- 新たに販売メニューを定める場合、又は既存の販売メニューの内容を変更する場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第11条（大阪市及び交通管理者との協議）

- 本物件の設置及び運営に関する大阪市及び交通管理者との協議は、甲が主体となって行うものとし、必要に応じて乙は当該協議に同席する。
- 乙は、前項の協議に必要な資料の作成及びその他必要な協力をを行い、甲から求めがあった場合には、速やかにこれを行うものとする。

第12条（報告業務）

- 放映のプログラム編成については、乙は放映の1週間前までに甲に報告するものとする。
- 乙は、甲が大阪市に対して業務報告義務を負う事項について、大阪市が定める期日までに甲が当該報告を行うことができるよう、必要な資料の作成及び情報提供を行わなければならない。
- 乙は、本物件の設置及び運用に係る初期投資額等について、その金額及び内訳項目を甲に報告するものとする。乙は、前項の金額及び内訳項目について、甲が大阪市に報告することをあらかじめ了承するものとする。
- 乙は、本物件に関する工事・作業等を行う場合には、事前に甲に申請し甲の承認を得るものとする。ただし、緊急の場合等事前に甲の承認を得ることが困難な場合は、事後直ちに甲に届け出るものとする。

第 13 条 (契約期間)

1. 本覚書の契約期間は、本業務契約の契約期間と同一とする。
2. 本契約が解除された場合には、本覚書も当然に失効するものとする。
3. 本覚書が理由を問わず失効した場合において、乙は自己の負担において速やかに本物件の撤去及び原状回復を行うものとする。
4. 本覚書失効時に、乙が未回収の初期投資額を有する場合であっても、これを甲に請求することはできず、乙の負担とする。

第 14 条 (不可抗力免責)

災害・停電・通信障害等その他不可抗力により放映が不能となった場合、甲及び乙は互いにその責任を負わない。ただし、当該事由発生時には、乙は速やかに甲に報告し、可能な限り影響を最小化する措置を講じるものとする。

第 15 条 (協議事項)

本覚書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠意をもって解決する。

2025年 8月 日

甲 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
 代表構成員
 南海電気鉄道株式会社
 代表取締役社長 岡嶋 信行

乙 株式会社C y u j o
 代表取締役 清水 良浩